

令和8年度（2026年度）登録
和歌山市会計年度任用職員
（一時預かり事業担当保育士・代替保育調理業務員）
登 録 者 募 集 要 項

和歌山市福祉局こども未来部保育こども園課

和歌山市の会計年度任用職員（一時預かり事業担当保育士・代替保育調理業務員）は登録制となります。本制度は、令和8年度中に会計年度任用職員（一時預かり事業担当保育士・代替保育調理業務員）の任用を必要とする業務が生じた際、登録者の中から適性等に基づき選考し、任用される制度となります。

そのため、ご登録いただいても、必要人員の状況等により必ず任用されるとは限りませんのでご注意ください。

1 職務内容

職種	主な職務内容
一時預かり事業担当保育士	保育所・認定こども園における緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育業務等に従事します。
代替保育調理業務員	保育所・認定こども園において、保育調理業務員が休暇等により不在となる場合など、必要に応じ給食調理、清掃業務等に従事します。

※ 任用される場合のみ登録者に連絡を行います。

2 応募資格

次の（１）、（２）の要件を満たす方

- （１）児童福祉法により保育士登録簿に登録されている方（任用開始日までに登録される見込みの方を含みます。）又は幼稚園教諭免許を有する方（任用開始日までに取得見込みの方を含みます。）

【一時預かり事業担当保育士のみ】

- （２）次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ウ 和歌山市職員（会計年度任用職員を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方

※日本国籍を有しない方で、在留資格等により就労活動が制限されている方は応募できません。

3 勤務条件

項 目	内 容
任 用 期 間	登録年度内の一定の期間になります。 ※ご登録いただいても必ず任用されるとは限りません。 ※採用は全て条件付きとなり、原則として任用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。 ※令和9年度以降の任用についても、毎年度登録手続きが必要となります。
勤 務 場 所	【一時預かり事業担当保育士】 和歌山市立保育所5箇所又は、和歌山市立認定こども園2箇所 【代替保育調理業務員】 和歌山市立保育所13箇所又は、和歌山市立認定こども園2箇所
勤 務 日 数 勤 務 時 間	【一時預かり事業担当保育士】 一時預かり保育の必要が生じた日のうち、所属長が別途指示する日 （月1日から10日程度の勤務） 8時30分から17時00分までの間の7時間45分（休憩45分） 【代替保育調理業務員】 月曜日から土曜日まで（祝日を除く）のうち、要請のある日 8時00分から17時15分までのうち要請のある時間 最長7時間45分 （月84時間以内） ※6時間以上の勤務で休憩45分
報 酬 等	○基本給及び地域手当【締切日：月末、支払日：翌月16日】 【一時預かり事業担当保育士】 日額 10,091円 ～ 10,833円（7時間勤務／日） 【代替保育調理業務員】 時給 1,265円 ～ 1,309円 ※報酬は職務経験（和歌山市会計年度任用職員及び非常勤職員として勤務した経験（同職種に限る。））に応じて決定します。 ○特殊勤務手当（清掃業務）【代替保育調理業務員のみ】 日額 300円 ※勤務実績に応じ支給 ○期末及び勤勉手当 ※勤務実績によって支給される場合があります。 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、年2回（6月及び12月）対象者へ支給されます。 ※対象者：任期の定めが6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上 $\text{支給額} = \text{基準日以前6月の1月当たりの平均報酬額} \times \text{支給月数} \times \text{期間割合}$ 支給月数:4.65月（6月期:2.325月、12月期:2.325月）※期末、勤勉手当の合計月数 ○費用弁償（通勤手当相当分） 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、支給されます。（上限あり。1月あたり55,000円）（令和8年1月1日現在） ※上記の費用弁償については、今後、条例改正に伴い変更となる可能性があります。
社 会 保 険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険については、対象外となります。 労働者災害補償保険が適用されます。
身分・服務	地方公務員法の規定が適用されます。

4 登録の方法等

「7 登録の申込方法」に記載の申込書類を提出し、次の登録手続き（面接）を全て完了することにより登録されます。

種目	試験内容
面接	人物、性格等についての面接

※登録手続きは勤務条件等の説明を含め1時間程度を予定しています。

5 任用について

令和8年度中に任用を必要とする業務が生じた際、登録者の中から選考を行い任用します。選考の結果、任用が決定した方には、後日連絡を行います。

また、令和9年度以降の任用についても、毎年度登録手続きが必要となります。

6 注意事項

- (1) お申込みいただくだけでは登録されません。「4 登録の方法等」の手続きを完了することで登録されます。登録が完了したことについて、通知等の送付はありません。
- (2) この登録は、採用が決まっているものではありません。採用された方にのみ連絡があります。
- (3) この登録は、他への就職などを拘束するものではありません。
- (4) 登録期間は、登録票の「希望する登録期間」に記載いただいた年度内の期間となります。
最長4月1日から翌年3月31日までとなります。
- (5) 登録期間中に登録内容に変更が生じた場合又は他に就職するなど登録を取り消す場合は、保育こども園課（073-435-1064（直通））までご連絡ください。
- (6) 応募資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合などは、上記にかかわらず登録が抹消されます。

7 登録の申込方法

申込書類	① 会計年度任用職員登録申込書（登録票） この募集要項をよく読んだ上で、記入例を参考にして申込書に必要な事項を正しく記入してください。 ② 面接票 記入例を参考にして面接票に必要な事項を正しく記入してください。
申込方法	保育こども園課（０７３－４３５－１０６４（直通））まで電話予約してください。 ただし、登録手続きにお越しいただく日は平日の９時から１７時までに限ります。

※ 申込書類は受付後返却しません。

※ 申込書類に記載された個人情報、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

提出書類に不備があると受付することができません。提出前にもう一度確認してください。

（１）太線枠内の欄にもれなく記入していますか。

ア 希望する登録期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間で登録を希望する期間を記入していますか。

イ 個人情報提供の同意について署名していますか。

（日付は、提出書類を記入した日で構いません。）

ウ 連絡先の電話番号を記入していますか。

エ 現住所及び緊急連絡先は、寮・下宿・アパート等の場合は何々様方まで記入していますか。

オ 緊急時連絡先は、緊急時に確実に連絡の取れる方の住所、氏名、続柄、電話番号（携帯電話可）を記入していますか。

カ 職歴が５つ以上ある場合は、主なものを５つ記入してください。

キ 資格・免許は、業務上有用と思われるものを記入してください。

（２）登録票の写真欄に写真を貼っていますか。

（３）面接票のチェック項目に漏れはありませんか。